

はじめに



「誰一人取り残さない」。

宮古市では、平成 27 年に国連で採択された「SDGs（持続可能な開発目標）」の考え方を、令和 2 年 3 月に策定した「宮古市総合計画（2020-2029）」に取り入れ、すべての人の個性が活かされ、ともに地域で暮らし、ともに支え合うまちづくりを目指し「宮古創生」に取り組んでいます。

当市の障がい者施策については、平成 18 年を始期とする「第 1 期宮古市障がい者福祉計画」の策定以来、数期にわたる計画において、「ノーマライゼーションの実現」を掲げ、各種施策を進めてまいりました。

これらを踏まえ、今回、障害者福祉法の理念でもある“すべての市民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現”に向け、令和 3 年度から令和 5 年度までの 3 年間を計画期間とする「第 3 期宮古市障がい者計画」「第 6 期宮古市障がい者福祉計画」「第 2 期宮古市障がい児福祉計画」を策定しました。

今般の新型コロナウイルス感染症の流行により、私たちの価値観や生活様式などが変化しているなかにあって、すべての人の個性が活かされ、ともに支え合い、ともに地域で暮らしていけるよう、「宮古市総合計画」や「第 3 期宮古市地域福祉計画（令和 2～6 年度）」を踏まえながら、引き続き、障がい者や障がい児に関する施策の充実に取り組んでまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見やご提言をいただきました多くの皆様に心より感謝申し上げます。

令和 3 年 3 月

宮古市長 山本 正徳

目 次

第1章 宮古市障がい者計画

第1節 総 論

1. 計画策定の背景	1
(1) 国の動向	
(2) 県の動向	
2. 宮古市の状況	2
(1) これまでの取り組み	
(2) 障がい者の動向	
3. 計画策定の趣旨	5
4. 計画の性格と位置づけ	6
5. 計画の期間	7
6. 計画の基本理念	7
7. 計画の目標	8
8. 施策展開の視点	8
9. 基本分野	10
10. 計画の体系	11

第2節 基本分野

理解促進・社会参加の促進	12
(1) 障がい理解の促進	
(2) 相談支援体制の充実	
(3) 発達が気になる子どもとその家族への支援	
(4) 社会参加の促進	
(5) とともに学ぶ教育環境の整備	
(6) リハビリテーションの充実	
(7) こころの健康維持	
(8) 障がいを理由とする差別の解消の推進	
日常生活支援	19
(9) 在宅サービス等の充実	
(10) 施設入所支援の充実	
(11) ニーズに応じた福祉サービスの提供	
(12) 福祉サービスの質の向上	
(13) ボランティア人材の確保・育成	
(14) 安心して生活できる住まいの確保	
(15) 障がい児者に配慮したまちづくり	
(16) 情報提供の充実等	
(17) コミュニケーション支援の充実	
(18) 消費者トラブルの防止及び被害からの救済	
(19) 権利擁護体制の構築	
(20) 障がい児者の虐待防止	

(21) 防災対策の推進	
雇用・経済的自立の支援	28
(22) 就労の場の充実	
(23) 経済的自立の支援	

第2章 障がい者福祉計画及び障がい児福祉計画

1. 福祉サービスの体系	30
2. 第5期計画の実績	35
(1) 障害福祉サービス、相談支援、障害児福祉サービス	
(2) 地域生活支援事業の実績	
3. 目標値の設定（成果目標）	40
(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行	
(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	
(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実	
(4) 福祉施設から一般就労への移行等	
(5) 障がい児支援の提供体制の整備等	
(6) 相談支援体制の充実・強化のための取組	
(7) 障害福祉サービスの質を向上させるための取組	
4. サービス見込量及び見込量確保のための方策等（活動指標）	46
(1) 活動指標	
(2) 活動指標の算定方法	
(3) 障害福祉サービスの見込量と確保のための方策	
(4) 地域生活支援事業の見込量と確保のための方策	
(5) 障害児通所支援サービス等の見込量と確保のための方策	
5. 計画の評価と見直し（PDCAサイクル）	62
(1) 評価と見直しの必要性	
(2) 計画におけるPDCAサイクル	
資料編 アンケート調査結果	63

「障害」にかかる「がい」の字に対する取扱いについて

この計画においては、本文中で「障害」と「障がい」の2種類の表記を使用しています。

法律や制度に基づく固有名詞及び引用文は「障害」と表記し、それ以外は「障がい」と表記しています。